水府志料附録

茨城郡六

十二

和書門 類
三六四五九號
一文一函
一一一架
五七冊

内閣文庫
和書 類
三六四五九號
五七冊
一七四函
一一三架

内閣文庫
番號 和 36459
冊數 73（28）
函號 174 325

水府志料附録

茨城郡六

十二

日本政府圖書

水府志料附録巻之十二

茨城郡

坂戸村善重寺

吉沼村観音寺　三角田

恒冨主石川系圖

栗崎村二階堂

同村立原寺　立原文書

大戸村イロヌキ天神

小鶴村小田領

秋葉足黒二村寄郷

国立公文書館 National Archives of Japan

城之内村水帳
世樂村厩
塩崎村長福寺
袴塚村
飯冨村真佛寺
高野村鎮守
大山村粟山神社
中河西村八幡
常州沾佛
高久村悪路王

池延村柳石
府中外城
小林村館跡
冨谷村小山寺
笠間楞嚴寺

国立公文書館
National Archives of Japan

善重寺　光圓寺　林光寺

善重寺當住ハ銚子寳満寺ノ子亦無子巖舟ノ次子ヲ養子トス是モ瘂ヲ疾テ死ス故ニ今越後蒲原郡スイ原ノ無畏心寺ノ次子ヲ養イ子トス岩舟ノ女ヲ以テコレニ妻ハセタリ是無畏心寺ハ新地ナレ圧本願寺ノ司講ニテ日本四人ノ學僧ト呼バル、モノニテ所ミ巡行教化ス岩舟ニモ来リ居テ講談セシナリ今ハ冢上ヨリ廢寺ヲ買ヒテ親鸞ノ舊跡ノ内ニ入ル當養子モ十二歳ヨリ本願寺ニ至リ學問京師ニ長セシモノナリ来年ハ隠居継目トノ上京コノ圧本願寺エ金七十両ヲ呈スベシ内陣ニハ五百両ナクテ入レラレス

光圓寺ハ舊堀村ニアリ後鍛冶町今ノ西三喜宅ノ邊ニアリ
義公ノ時廢シテ善重寺中ニ入ル齋藤氏ニテ湊浄光寺隠居
地ナリト云傳フ其時ノ僧ヲ順貞ト云フ其子ヲ宗貞ト云フ酒
ヲ好ミ世ノ人コレヲアダ名シテトックリタモトノ光圓寺ト云フ此
時系圖并六祖名号ヲ加賀ノ人ヱ金四両ニ賣ル今加賀ニ光圓
寺ト云ユルハ此系図ヲ本寺ニ出シ取立シ寺ナリ鍛冶町ノ時ノ
檀那今ニ六七人アリ

林光寺ハ元来善重寺譜代ノ寺ニテ細谷村ニアリ聖徳寺ト云
其頃善重寺中ノ林光寺無住ナリシ故ニコヽニ入レテ聖徳寺ハ
廢セシト聞リ　光圓寺ノ母来談

善重寺略縁記

常陸國茨城郡水戸坂戸村遍照山善重寺開基善
念房ハ宗祖聖人の随の御弟子二十四輩の中十二番なり
善念俗姓ハ平氏
桓武天皇の苗裔三浦大助義明か弟岡崎四郎義實
の孫与一左衛門實忠の三男三浦三郎義重と号せし御方
父實忠和田義盛に同心して建保元年癸酉五月三日相
州鎌倉の合戦に討死せし時に義重十三才同四年八月
十三日鹿嶋詣の帰るさに桜川におひて祖師聖人に行会
奉り折節雨ふりつゝき桜川の水まさり渡りかねけれハ聖

人師弟三人川のほとりに佇ミ居ける義重是を見て聖人
をせなり負ひ奉りて　安く越し奉りぬれハ師の弟
法悦ひ有て宣ふハ汝元来勇士なから三宝に志あ
る事やさしけれいかなる者と問給ひけれハ義重も聖
人の御容貌凡人ならぬとおもひけれハ今ハ何をか包ミ
申さん某こそハ去る建保年中鎌倉にて勢葉おか
死に及ける三浦か一族義重と申もの也志願のあまりて
廃滅に詣て候しにはからすも善師に行合奉る事
是も前世の因縁ならめあはれ願くハ先非をくゐし又是の
罪業を懺し仏果菩提の追福して玉ひなんと願ひ

しかハ聖人あはれみ玉ひて弥陀他力の法を授け往生
の理り懇ろに教化を蒙り立処に宿善発起して
金剛堅固の信者と成り剃髪染衣して善念と号
夫より桜井に一宇を建立して善重寺と号し附房
し玉ふ終り弘安八年乙酉十月十三日八十五才にて
往生の本懐をとけき其後兵乱ありて所々移
住ましといへとも此附房の旧記今に伝来有り仍て略記
如件

聖徳太子略縁記

抑当寺に安置し奉る聖徳太子は尊像八十六才の御影にして太子の御自作なり御彩色は祖師聖人には夢の告有りて聖人みづから御彩色をなし奉る此尊像往古は同國久慈郡大山村善彩寺に安置し奉りしに寛文十一年亥四月水戸城主黄門光國卿より当山に寄附し給ふ夫より此太子の奇瑞を尋ぬるに太子堂の内にて夜半に御経を読誦の御声聴聞せし者昔より数多これ有りまた此霊像御眉の辺には疵あり是は元和元年九月十六日本堂の正面に三人の男

死たる躰に伏し居たる故皆打寄介保いたしければ二
人ともにようやう息きいでたる故様子を尋ぬれば一円に
我らハ昨夜本堂に忍入佛具宝物を盗まんといたせし
に氣高き俗人立むかひ給ふ故に皆々逃る所に
一人の男小石を取てうち付しに不思議なるかな二人ともに
惣身すくみ悶絶いたしぬとかたるさて八と驚き御
厨子を開き拝し奉れば太子の御眉の間に小石の
當る疵あり又二人の男色をかへて忽ちに悪心をひる
がへして髪を切り生涯は給仕仕り奉る其後
慶應三年四月十五日隣家より出火して猛煙本

堂にかゝる時に一人の化童あらはれ猛火を忽に消し
て伽藍に火災をのがれしはありがたき事に思ひ御厨子を
ひらき奉れば太子の御髪のうちより御汗を流しぬ
る跡今になりしと残りまします其外霊験あげ
てかぞへがたしといへども眼前に拝し奉る霊の
奇瑞を述るのみ
ある略縁記如件

常州水戸城下　遍照山

善重寺

二十四輩　第十二番

吉沼村

一村高千石許アリ先年ハ戸百二十七口九百七十餘アリ今ハ七十戸減シ口五百五六十アリ

観音寺

舊下町袋町ニアリ　東照宮御建立ノ時天海僧正下ラレ藥王院ニ止宿セラルヘシト御アリシニ観音寺ト云フ小坊跡アリコレニ止宿スヘシトマフサレシニヨリ俄ニ四間四面ノ客殿ヲ造リタマハリ止メタマイシナリコレヨリノ東叡山ノ直末ニハナリシナリ

毘沙門一軀　義公ノ御裏書アリ

毘沙门天一軀
修飾以寄茨城郡吉沼村忠全和尚西庵安置觀世
音之側云〻　源光一書判 加此オボエタリ
毘沙门ノ除ニ石一斗二升九合アリ
香爐　几　燭臺　皆義公ノ御名アリ
鐘ハ延寳三年大竹雲德鈴木氏喜兵衛トアリ
右同村川又与衛門話

吉沼観音寺

仁王門ニ宝永三年丑七月十二日棟上笹島彦衛門森田
喜八石東方ノ組物ヲ細工スト云〻トアリ
風鈴ニハ白馬禪寺知燈代トアリコレハ舊馬苦勞
町裏ニアリタル白馬寺ヲ太田エ引タル時ニ仁王門ヲ観
音寺ニ與エタルナリ
前立佛ニハ大永元年天羽肥前守トアリコレハ大掾家ノ
家老ニテ今ノ常照寺ノ地ニ居タル人ト云傳フ
井戸ノ石皆川利兵衛再興今ニ泉町皆川ヨリ井戸ノ瓶(ツルベ)
ヲ寄附スルナリ　肴町ノ皆川ニアラスヤ再問スヘシ

国立公文書館
National Archives of Japan

金ムヒクイノ三寶ハ五町目石田莊兵衛寄附
御戸帳ハ鍵屋久圓寄附
空殿ハ井筒屋傳六母寄附
勢至ノ腹中ニ札アリ安積ゝゝトアリコレハ昔吉沼ニ本立
寺無量院観音院勢至堂ト云四院アリシヲ廢セラレシ
モノゝ一ナリ　右吉沼村與右衛門話

常州水戸城東吉沼村正法山観音寺者天台末流
千手啓盟地未現利生遠近信處晨々靈驗新而祈
誓男女孜々茲冶工鈴木氏喜兵衛大竹氏雲徳勸
參請老若集一紙半錢價鑄鳧鐘以鈎庭前

銘曰

新鐘華鯨　観音寺中　鍠々一發　遠徹鑾戎
近里人家　覺五更夢　枚早量脱　時識始終
叱王季主　輪械脱攻　千手盟誓　利益猶濃
願望貴賤　境内群衆　救護無邊　萬世安豊

吉田山藥王院法印尭温撰

延寶六戊午年九月吉日

本願

大竹氏吉直

鈴木氏重長

吉沼観音

吉沼村興忠曰観音堂建立ハ僕幼年の時なれハ（文政九戌年六十歳許）

当時ノ住持名失念住ハ大願を発し和泉山愛宕へ三七日断食

なる參籠仕て其時堂成就なしなからて三七日中ニ一命を施す

べし也（せ）然るに愛宕の言傳かるゝ如く断食して文人[illegible]八

日無恙しも也此るまゝ山陵の岩窟にあ居せるを人知るもの

し[illegible]海郡に近き[illegible]夢をなる愛宕示現に汝の熟

祈報すべき物あり其此一箭を受くへしとて授くるまゝ箭を見

出家住る者の夢にも[illegible]指爪のある[illegible]出して病除する

物あり[illegible]廿日に満するとき吉沼の者共迎の[illegible]

甲にて主僧之に詣てしるを物語せし處に云　近辺の者出家なりさ
らえ山中をさまよへしと手向けせしに果して岩窟中にて見出せり
衛く助け歸し庵室に携へ来り粥など与へ之を召せ衛くに粥
をすゝめつくしたる後に主の本願を聞きせしと語りて其旨を悔り
日々に饑みを托鉢せしに百井筒屋伝兵衛が家に詣でしに主母
なる者金子若干を鉢中に投じ主僧に住持請経抔謝し主母はいへるに
本堂の建立をと勧め信多力を請ひ造立せしめ唯空處の施主を
此堂庭に造立せる堂が後に空處の施主に来り後さらば先祖
其形を出して不朽に伝へまほしと也主母死なる後其墓を収蔵
主後本の節を以て出見の出をさるよう妙なりし故大に行き本堂にて

の如くなるに安置なりし空處の積り京師に托せしに金子を
携ふ之を井筒屋に到り主母に逢ひ百両手向なれど其旨
一人の施主にて成ば外々の者もすゝめ同しく名前を彫るべし
と云ふ主母の曰百両手向なれど此は我不一人施主にて
やとて持出せし故主母人の名をも又彫付置なる也此住持は
出羽の人　里国明右衛門様の進改主弟子僧観音寺に
住持せしも本尊を傳く其後諸寺を廻し一両年に於し
其僕も親しく覚え指爪より出家せしに本寺弟子僧死
後主僧法伝なるもの暫く絶へしが祠堂金をこゝろ兩替し
本の息利まで寺に繁栄すに此後何事も定め寺永く随て

観音経ニ称ふ所の佛の経様にて霊験の事をしと
あらんとぞ　吉田某話

右の事某子ハ予幼年の比一万度以て七月十日夜観音
詣し人多く八町目出口ニ縄を張群集肩摩するゆゑに
りしかりなをもなほ所々に香火盛んなるに随る
寺中寺農所りしなを不思議生ひ出て何れも前き
めくく人の思ふ事理りなり

吉沼村

吉沼ニテ古来ヨリノ家ハ橋川川又　三氏ナリ川又氏其先ハ川又村ノ館主ナリ昔石川次郎家幹ノ子七人アリ其一ナリト云フ應永廿四年川又ノ館ヲ追出サレタリト云フ慶長十八年八月廿二日川又出雲ト云フ阿弥陀院ノ鐘ニ見エタリ

阿弥陀院前ノ田ノ中ニ蘆多クフル沼アリ村名コレニヨルト見エタリコノ沼ノ中ホドニ先年於カマト唱フル所二ツアリコノ中ニ竹ナドサシ入レ試ムルニ其深キコトイカホドニ云フヲ知ラザリシニ今ハ埋マリテイツ方ナルヤ知ルヘカラザル如クニ成リシナリ　川又氏話

ヨシ沼初ハアシヌマト云フカタハノアシ難波ヨリ取寄種タマフト云フ

吉沼サヨタヤハラ六枚阿弥陀院持コノ運上貳貫四百文
余アリ　籾五升ハ明神免ナリ

三角田

吉沼村観音寺前ニ三角田（ミスミタ）ト云地アリ是ハ細谷渋井
吉沼三村ノ田入相テ三スミアルユヘニ名ツケタルナリ
吉沼村典衛門談

常陸國吉田郡恒冨主石川系図

石川六郎重幹廿一代

平戸甚五郎幹茂之

系図略之

一当家之儀永之末分江戸通勝房州子の内天正年中ニハ
平戸孫正忠将田中務少輔高須刑部少輔之人武名
大掾住居江戸通勝忠通重通從又ハ通房之
一水戸城主江戸殿没落ハ天正十八庚寅小田原氏直を
秀吉公征責之砌江戸之七殿秀吉公江加勢之條
相違之砌不及江戸四人之家老互之威を争ひ出陣延引付
当家前城之刻江戸殿以後之七殿領分佐竹殿へ

恩補ニ而江戸殿ハ佐竹へ御預ケ被成候而七殿ハ結城晴朝
御年寄衆より後ハ晴朝へ御預ケ而天正十八五月十日江戸淨
正通國舅武熊筑前守通房又兵衛尉之節候 政之
之節何事之書付因幽斎書出陳小田原陣之月より
六月之事ニ八小田原陣ニ出ニ成 江戸殿後藤ハ天正十
八庚寅年之八年佐竹義宣水戸へ御移城慶長七壬寅
年出羽へ國替被成 十三年水戸ニ居城
一江戸淨正通國浪人ニ而天正十八年義宣水戸へ御移
城之刻先ニ江戸殿下ニ而武 初志之誅罰ニて
御名寺ニ天正十八年ニ淨正弟一子甚五郎以下 廿六人

文禄年中兄之返上総守鍋武蔵守鍋寄 淨宗之上隠世
重守鍋 鮎田守鍋 御家へ 乃己 文禄三年三月廿日 淨正死去
改名宗休居士
一三郎方御通辞年中ニ人立被中ニ付佐竹殿へ浅香野ニ御預
まか後方君水戸へ御移城之後立被下候ニ付代官頭
世年ニ人ニ云ふ大悲ニ而号宗業 寛永九年
九月六日死 宗山居士
江戸殿代々 但 藤原氏也

通勝一 通正二 政通三 通康四 忠通五 重通六 三七殿七

持朝 宍戸備前守
応永年中ニ水戸ニ而居城

右萩昇介筆記自之端亭漫録ニアリ

二階堂文書

如承意去比来被申候仍而以之相子様来ㇾ及使
候ニ而変別從義重致出切帶ニ而在之ニ上総里名
並儀之静謐候条一味ニ計策候從本ニ而参様
為相事入眼之上自色可有之謀更甲ニ而為手合ニ去表
江被出張之處當新ニ参母様来候中候ニ京之可能根
ニ候哉猶任入候余期後音之恐々謹言

卯月廿四日　　義頼（花押）

佐竹左馬助殿

今般様而表之条陣城江之放候閣陣因相応存候能々

一勢立候ニ付御別而ハ懇切ニ申達候事ニ而御了承被成様候
委曲ハ期来音之時候 恐々謹言

五月廿五日　　佐野
　　　　　　　　宗綱（花押）

佐竹左京大夫殿　御宿所

芳翰令披見候一勢立ニ付而貴前ニ可被罷出候
御指南之由思召候処無是非次第ニ存候因茲御使者御
懇意之段家毛之馬之趣承候一入可然候、御既ニ尤御
令存候家緒若輩ニ候条無御心元候毎事御懇切ニ御頼入
御心得不存候、此節御入魂候様ニ奉頼候此事も可被
遂御塩味候肝要候諸餘彼口上ニ相含候条不能審候

恐々謹言

五月十八日　　　　天徳寺
　　　　　　　　　　宝衍（花押）

佐竹　御報

態以脚力令啓達候仍而今度其口へ被越之儀誠ニ天ニ附
手柄一入之大慶ニ存候就中一昨日忠節之由目出度
存候而今度理ニ付而諸餘可及書状之条令省略候

恐々謹言

霜月十六日　　　大掾
　　　　　　　　　親成（花押）

太田江和　御陣所

芳札奉拝見候当口無事ニ候今般ハ御手筋之儀御備法之由承

華翰皆令拝見候、殊更御書并御祝儀被下候
寿存候、如仰旅御無事ニ而下向候、尚期後喜候
恐々謹言
追而御使者
御口上承候
即刻
佐竹以使被申披露
義貞
宥義（花押）

以致盛隆候、然者両家会義重以前申候祝着之
到来候、存分条々為口上申聞候、小川右京亮右
路中令一筆候、面談可申上候、猶期後音候
謹言
九月拾日
常隆（花押）

佐竹右京大夫殿

急度以使申入候、当軍就城之移陣付而、取紛候由、肝要
中ニ候、左様ニ候ハヽ早々先ニ以会候及候、注進被申候
一左右次第、東方之陣自然之時者返事可有之、条陣之節
盛以人数相返、天下之御事家中珠ニ可被成候、於御
舎弟御陣衆、何事も当家中弥以被相越
可有御左右、以斯旨被仰達候
恐々謹言
七月十二日
[illegible]
重経（花押）
佐[illegible]殿

此頃者京便以尊札預示候何度七月兆之
不勝驚歎候意之至候仍而小生之事無事
致在府候此方事次第致被秋中之可致下
向候旨頼候間貴意得候

四月二日　　光圀

二階堂 以上

就貴翰吉字縁組之儀大森典膳殿申入候處尤
存候仍委細書面申入候如此候

四月二十七日　光圀

大光院
二階堂外

先刻者尊翰預り祝子之儀御念入忝候
委細之儀可有之候自然案内入郎兵衛可申候
申謝如斯候　以上

五月十九日　　光圀

二階堂 大光院 参上

就因幡守様英華子御事手厚承候而御慶之至候　懸隔
倍急度可申謝候

五月四日　　光圀

二階堂 大光院

無其人之年ニ表修参実像以手令存
之為餘内密龍院明王院両寺ニて令許諾ヲ以指
引被入置候者印之云永ク雖一人無之者事也

延宝六
八月廿日

水戸宰相

光圀

不動院

粟崎境内

西方百二十間　北方百三十間　東南方百二十間

歩数〆七千八百歩之

右之原ニ在之候屋敷之

寛文十年戌十二月廿八日　賣主　庄左衛門

此所や　不動院

組頭　〃

石野太郎八様　合　〃〃

天和三年亥十二月十三日　石野太郎八

入間郡別府宗岡村　妙王院

追啓家内同前御座候

得共了私共以外

以札令啓上候

殿様益御機嫌能御座

被為成恐悦奉存

候然者御掛御座候

右者今此度御無尽文庫
御當代ニ而也之今ニ而
頂戴之大蒙之御
御礼人也之節申候
依之證據之

寅ノ廿日
人見文左衛門　（花押）

多門坊様

泰姫様返文

上﨟
しめく
むさし野
ふゝまくも
やうけ言﨟いうゝ
いえ
くめり
しく
皆ます
いくせゝ

二階堂ヘ附属之年行事

茨城郡常葉村

正年行事　精飯山宝苑寺　大光院

一御朱印十石　高二十四石八斗八合

内　七石二斗六升壱合　田方
拾六石八斗弐升七合　畠方

一除八石五斗四升八合　畠

一百姓地拾石壱斗九合

杉寺塙村法花宗本行寺

霊山　元禄十三年改

鯉淵　清光院　同　神茶院　元和　龍宝院　日新田　本明院

一 下金町 正覚院　同 龍性院　常葉 清乗院　同 金剛院
同 清浄院　同 宝寿院　根岸 大乗院　岩瀬 大仙院
金入屋 正明院　太山 大楽院　同 円満寺　石川 持宝院
日和田 南学院　茅場 地福院　勝見原 三力　高根 妙星院
一 上河内 瀧本　大山 大行院　荒町 清宝院　本宮町 行宝院
今井町 龍光院　笠石町 宝光院　同 和光院　石寺 石城寺
一 同 正覚院　笠石南 宝蔵院　大関 久源院　中山村 成宝院
関戸 瀧本　下福田 光宝院　同 威徳院　同 涌宝院
同 岸本　同 杉本　石井 宝居院　同 山力
同 宝力　同 関本　同 冬さし　同 般若

一 同 大千 安原 東覚院　宗田 宝幢院
那珂郡 鷲子村
正年行事 鷲子山
海親寺 伍智院
一 下野國那須郡矢又村
鷲子山大権現 本地阿弥陀千手観音 開基ハ大同二年
宝珠上人ト申
社領
一 御朱印高二十石 十石矢又村 十石鷲子村 惣高百五石九斗八升余
一 除高三石壱斗 壱石鷲子村 弐石壱斗矢又村
一 同郡岡組村 鎮守女體山大権現本地愛染明王
霊下 元禄十三年没

一健武神社　号武茂山権現　武部村　武茂山宝金寺　大泉院

一（社領）除十石五斗四合　同除山一町八反歩

壱石三斗七合寺地　同村　帝釈山慈恩寺　東泉院

一聖観音　前立千手観音　慈覚大師作

一（観音）除山二町壱反四畝十四歩

一除高九石八斗三升七合内　八石四斗三升八合御朱印　壱石五斗五升壱合寺領

一百姓地高弐石五斗八升弐合　内田壱石九斗八合　畠壱石四斗八升四合　馬頭村　南光院

一百姓地高壱石壱斗九升八合　同村　花蔵院

一百姓地畠高壱石四斗八升弐合　大内村　持宝院

入山村　土佐

武部村　東正院

一百姓地田株六石五斗三升七合　畠弐株五石四斗七升四合　大山田村　大覚院

警子　善門寺

行方郡潮来村
正年行事　八大坊

一御除六石五斗六升壱合
山林除七反六畝廿四歩
九ヶ所之鎮守御除
雲下
板久 長楽院　海蔵院　叶院　南光院　明楽院
牛堀 龍蔵院　延方 神敬院　息栖 龍光院　峯之坊
二此寺下他領之分
茨城郡栗崎 持福院　長須賀 東善院　石沢 明星院
土師 光性院　安古 正覚院　岩ヶ下村 金剛院

泉 和光院　宍戸 三乗院　同 常法院
岩間 常覚院
鹿島郡宮ヶ崎 清宝院　網田 西光院　上釜 南光院

立原寺

御手紙令拝見候然者粟藤村立原寺末某と申
寺六地蔵除地ハ不申候御年貢地ニ
例之通御掛ニ而御作事家来等并観音
堂之内立原寺持分ニ而持分也持分無之候
ハ見分ニ不及候也見分も有之候無之候ハ除
地ニ候除して六地蔵寺ニ不及候

閏六月四日

多賀三之丞
年賀勘太夫様

横田庄三郎
年賀勘十郎様

御名

今般於小山陣中
勤仕為神妙
官途仍如件

谷田部系圖云天正五年丁丑九月
結城晴朝北條氏政ト野州小山
ニテ合戦佐竹義重一萬五千
江戸重通千五百騎結城援兵ナリ

天正五年丁丑九月廿六日

重通（花押）

立原将監殿

覚

一前中大夫義勝か栗崎之城主立原将監と申
傳候し知行何程取申候哉自然名字
相知申候て是又承度候
一御菩提所之儀ハ立原寺と申候何宗ニ候哉是又
其何様手以前之寺御洗申候様子承度候
一日本無双（双ヵ）號申し高名仕候立原将監と度々遠候
付而見候半ニ付此方一家之儀ニ付而委細承知
申候然者一心懸候処入申候儀ニ不及候
之候御吉事付候人ニも可被仰候以上

霊月寺

野上村

立原勘右衛門様

右之衆

由緒書

立原豊前守

是ハ江戸但馬守様御代宍戸陣中ニ而打死ス天正

三年知行百貫文ニ而栗崎村漆村ニ而取申

豊前守子物監

是ハ江戸但馬守様御代天正五年十八歳ニ而小山陣ニ於

立殺働知行七拾貫文 イトコ彦蔵方ニ而拾五貫文右

ノ知行取申候但天正五年ゟ正徳五年迄ニ而百三十七年ニ成

物監六十八才元和九亥十月十六日打果し正徳五年迄九拾

三年ニ成

物監子彦蔵七拾七才死ス元禄二ニ死ス当年迄廿七年

ニ成

一 善積寺物監代迄六龍寺彦蔵代ゟ御陀院ニ成

一 新龍寺立原寺是ハ新ノ境ニ立し三十年以前ニ流失テ

地頭六龍寺ニ而

一 豊前守屋敷ハ二階堂ニ有之 但豊前守屋敷ハ小中寺ニ有之

職ア座敷ハ越前之者共ニ座敷成候故共ニ座敷ハ上年
可有之候
一 将監壽六十三ニ而死 子息清花讃岐ニ而死 相果因幡春
能坊 中川ニ而死 相果ん 西存壽盛ニ八十五歳 牢人ニ而（ママ）
左右以上五人　西寿坊事
正徳五年未十二月朔日
廿年斗ハ野上村ニ京都ニ而 京ニ而方ニ先祖之様子
承候ニ而 尋候得共 申候

立花ノ子貞保 貞保ノ子甚花
甚子 翠杯先生

六花寺過去帳之写

道了　立原豊前守完戸ニ而討死 主家花人とし　天正時代
道叶　立原平左衛門　永禄十壱年戊辰四月十九日
静原　立原伊豆守
道香　立原三河守
道順　立原外記
道助　立原和泉
道清　立原源左衛門
道教　立原荒次郎

イロヌキ天神

大戸村ニアリ古キ社ナリト云傳フ古昔葬ヲ送リ帰ル者コヽニテ服ヲヌキ着カエタル所ナリト云フサラバイロハ倚廬ナルベシ珍シキ名ノノコリタルナリ其傍ナル民土ヲ穿ツヿアリシニ空廓六尺四方ホドノ穴ヲ淂タリ下エホリシニハアラズ横ニ穿テルモノヽ如シ空穴ニテ物モナシ其中ニ一段髙ク今ノ床ノ間ノ如クニ穿チタリコヽニテ鏡一枚ヲ淂タリ朽腐シテ光色ナシ背ニ繪ヤウモナク唯糸ヲトホセル穴アリト云

ヘリ按コレ古冢ナルベケレド凡三百年ヲ経ルトキハ骨モ朽ルト聞ケリサラバイヨヽ古ルキ塚ナルベシ

小鶴村

岩田文右衛門と云者此地に住て小鶴村といへる地に住して岩田
は領域よむかし有しかは又其邊の小鶴邊に居住しける小
鶴の家を成すとて岩田文右衛門と申て其後は岩田氏と名乗りける
右衛門は岩田にかはりて文右衛門は相続して今に至る　岩田
子孫江戸に在りや多く岩田小三郎と申せる浪人にて有
志をいはしは旧記を持ちて此法に在て　岩田時純

一松雲元恵両相続之儀ハ

小川宗恵法名

寛永四年卯極月十七日死去ニ付

其子又九郎人ニ而罷出候二付

是ハ小川宗恵弟ニ御座候而今度ニ

立候

右之通小川様ゟ被仰付候ハ御代

御座候ハ御付之御加増被下

有之候　寛永三ハ

成公様御目見被仰付候

し候ハ為之候

城之内村百姓六兵衛 差出候 所持之水帳一冊ノ写

表紙ニ

正保三年戌八月廿二日 之右

常陸国茨城之郡宍戸領内脇田城之内 御検地水帳

竹久右衛門
与左衛門

四冊之内

吉田 作助
六助

末書ニ

田畠合拾壱町九反四拾六歩

墨付四拾枚

中江仁左衛門
榊田庄之亮
根岸七太夫
青木小左衛門

右之通境地争論之儀御吟味之上市場論所立会
何レも論所無之地

正保三丙戌年
九月六日

井田吾兵衛
田村長太夫
只越六兵衛
内藤仁太夫
三橋久兵衛
大河内久兵衛

一 坂之内村鎮守八幡九月廿九日祭礼 此年番ハ先年より長村之
六左衛門割永禄年中ノ人ハ同内六助ト云 坂内村佐助永禄年中之人姓ハ寺澤氏 両人ニ而入レ来リ
候也 当国暦年中より長村六左衛門より入申候坂
内村佐助絶絶致候後 右分地を久兵衛入来十ヶ年余来坂
内村より八兵衛法ニ而所を六兵衛相勤之入来ても兵衛
法ハ相勤き事也
又年より宗文化卯年六月十二日野火ニ而内八ヶ村野火ニ而
焼失之御宮内八幡も類焼を此度寄進の勧化坂内
村久兵衛ハ迚も不一切寄進にて当日此節より年番
して例もお止め申久兵衛相勤キタナキ男ナリト云之

案ニ鶴田村久兵衛ハ海老沢氏ノ古文書ヲ蔵シ海老沢村
ニテ大海老沢ト呼フ所ニ土手形古館跡アリ是ニ住シテ江戸ト称
ヘ住ヘシナルヘシ 塙ノ内八幡ハ右古館ヨリ南ニ当リ指渡シ二
町斗リモ隔テ鎮守ス サスレハ海老沢氏居館ノ御勧請シタル八幡
ナルヘシ 依テ今ノ祭節数ニ来ルナルヘシ 然ルニ古例ノ祭節ヲ
廢セシヲ誠ニ惜ムヘキ事ニ存候
一 藤枝氏モ今鶴田村ニ二三軒アリ 久兵衛ハ其一類ナルヘシ

世樂厩

秀嘗テ郡廳ノ舊記ヲ閲セシニ世樂村及其他ニモ
威公ノ時厩アリテ八十疋ホト各アリシヨシ見エ
タリ按ニコレハ薪草多キ地ナレハコヽニ置カレ
シモノナルベシ近ク其地ノ者ノ話ヲ聞クニ世樂
ノタルバト云ヘル野ニ馬乗馬場ト云アリテ土手
アリ今ニ存ス又佐才新田ニナアライ池ト云アリ
コレハ馬洗ノ語轉セシナリ其馬ヲ洗イシ所ナリ
ト云フ　佐才忠吉話

塩崎長福寺

塩崎村長福寺除并寺領之事 古倉衆以考

一 長福寺寺領之儀者古来武田信玄寄附之由、慶長七寅年 慶長七 御縄下し
山田七右衛門、寺中門前斗除之、其外者水帳ニ記有之候
得共、此以前より之古田御縄打之時、寺方へも不申、寺中門前屋敷
計之除ニ被成候由、申伝候事

一 三拾年以前 慶長十五戌 伊奈備前守様御検地之節 伊奈 雑賀氏男なり 御代官下大野村大縄
ニ被仰付、以御縄下被遊候ニ付、新田新畑指出候節
日寺已云帳二寛永六己巳十月市下大野村平尸大炊助 宗雪居士 大泉トアリ
長福寺之義ハ執文先領之代々高役以御赦免被下候
叶ト申長福寺寺領指出之上 不詳 之事

寛永十八年
巳ノ卯月　　名主 [illegible]

一寛文三年癸卯九月六日三宅十左衛門[illegible]
天台宗上野国世良田長楽寺末寺[illegible]七
斗六升九合
先年ゟ寺領[illegible]除地ニ而[illegible]大猷院様御代
文禄[illegible]
[illegible]
下之[illegible]寺中[illegible]斗　除[illegible]
慶長七年
慶長十五戌
年[illegible]
伊奈[illegible]
[illegible]村[illegible]
[illegible]田畑[illegible]

袴塚

黒澤林蔵組同心三田寺八郎衛門世々袴塚村ニ居ルコレガ談ニ袴塚村高三百石家百戸許アリ袴塚ト云ハ愛宕ノ塚ヲ云ナリ舊三島明神ヲ祀ル一守長者ノ守本尊ナリ御朱印地十五石アリ故ニ御朱印ニハ三島別當大行院トアルナリ大行ハ宍戸ヨリ来リシモノナリ　先公ノ御代愛宕ヲ水戸ヨリ移シタマイシヨリ三島ハ其攝社ノ如ク傍ニマシマスナリ初長者家僕ニ命シコノ塚ヲ築キシ時其娘ニ命メ袴ヲ製セシムイマタ袴ノ成ラザルニ築キ終レリ故ニ袴塚ノ名アルナリ其西ノ方ニ羽黒

塚アリ二間四方ホドノ塚ナリ其傍ニ字アザヲ下屋敷ト稱スル畑アリ
長者ノ下屋敷アリシ所ト云フ其所持ノ畑アリ地下三四尺許ニ三
尺許ノ岩ヲ掩イ両傍ニモ岩ヲ置キテ悪水ヌキノ如クセルアリ度々
其岩ヲホリ出セシナリ又近年土甕ニホリアテタルコアリ二ツ
マテ打破リシニヨリ其傍ヲ穿チシニ又一ツアリ是ハ全ク存セリ口
ヲ下ニメ覆ノアリ中ニ物ナシ赤土ニキラノ交リシ如キノモノサシ
アリ臺町焼ノ如クニシテ質堅シ幅ハ薄カリシナリ　古物屋
仁朱文ニ買去レリ其銀ニ足メ一分仁朱三島ノ社ニ寄附セシナリ

飯富村吉佛寺

新古

謹而奉申上候

一常陸國茨城郡大戸村平太郎由来（但し村元禄検地帳村中限り申候平太郎と申者大部村ともいふ）

此平太郎ハ小介時政末孫ニ而候

九之牢人仕彼村ニ年久敷土民ニ罷成候然ル

庄屋平文ニ公儀諸事ニ付て余人ニかゝりたる由ニ候此

抑平太郎を吉佛上人と号し候而文暦元年信州刑部左衛門

季方当郡ニ下而あり而熊野権現を勧請し而支度可申候

精舎を建立上人と申すことハこれをとりあることニ而有之物ニ候

きゝ和ゝ彼平太郎も不勢にかゝりき熊野に参詣をいたし
吉水の一流親鸞聖人へ尋ね奉る稲田にて法道を尋し
時ニ聖勧化ましまして吉水の流を汲む故ニ行住坐臥
更ニけがれをいとハず造次顛沛何がちに序をも
制するなく唯一向に念仏おこたる事なし故に人々
信心やすかりけり熊野権現参詣のつきかゝきよしとは
親鸞聖人ハ此上洛ありて五条西洞院に居を定め給ふ
平太郎其のよしを語りきこえさんため聖人へ伺ひに
まゐりたるに仰られて云證誠殿と本地弥陀合し教を参
り敬ふとてもかくてこそ衆生ニ結縁のしるしたるべきによ

りて和光の垂迹をとゞめたまふ垂迹をとゞむる本意唯
結縁の群類をして願海に引入せんとなり然ハ本地
の誓願を信して一向に念佛をこととせん輩公務にもし
たがひ領主にも駈仕して其霊地をふみ其社廟に詣せん
ことさらに自身の発起する所にあらず然ハ垂迹におゐて
内懐虚仮の身たりながらあながちに賢善精進の威儀
を標すへからず唯本地の誓約にまかすへし神威を
かろしむるにあらず努々冥眦をめぐらし給ふへから
ずとしめしたまふ之ニ仰ニまかせ平太郎の依まて熊野
に参るなれども道の作法とりわき整ふる事もなし常没の凡情

各通て夜なとふかに詣ふて先年よりに行ふる事現
あり十宗の権現ゝ法ゝをく〳〵ひらけ證誠権現とおそれ
しき法邪をたゞしめ余ら努或ハ忌るゝをうとく或ハ浄を
なかし彼年たゞ印かいたゝきことなて務ひて法宝殿よいらせ
なかりに依所願権現のゆなゝひたまつきゆかされなるまゝ
既に年来精進をなし念頼仕我等ニハいかなる法宗
現ゞはりても当来浄し右法華の陽を明しむるゝハ何
事にやとて付権現示し彼方よ南そのたまひけるハ
汝まゝとや我四十八願荘厳し浄土を出て五濁濫
漫穢悪し塵に現ずる唯衆生に縁を結て極楽

往生せしめんかためなり然るを漫なる法上にうなされ
をたのき重くたる業障ゝあまむちうち余ゝきいのゝも
或ハ子孫繁昌をいのり或ハ現世の寿福を祈りひてか
つて後生をなけうち出離をするゝもれ偏ニ名利に貪着
さ寿福ハ今生の祈誓によりて只一世の栄花をむ
ならず修因感果の道理ゆして神明佛陀の冥助も難
叶適ニ参宮ニ波濤をしのひて参詣いたし数日のこ
りをとりて胸のうちをなこひ志をぎこをまむといへとも宿
生の内心と和光の本懐と違く甚遠なるゆゑに彼を
なかなる志ときき承受ニ一なもうけきをとし　なへに三熱の

苦ゝふかく妄覚の理をうしなひ重罪に沈める衆生を出
しより念仏して他念なき人々人の中に唯一人ま
て来る者我本来無生の名號きくからに則三熱のく
るしミたちところに変んで身涼しくあきらかなり
此恩徳を報せんためなりそのうへ人ハ夢の中に垂方中
されたる八念仏たるにまかせば神慮にかなひたるべきとて授
現をなしたちなる道にたま子やうにあちこちより神ハ本地をあら
はさんを現じなりとて法譲奇なり神秘におそれてこれを
の世に頃彼偈をこれ筆とめて木にけなりとて家族にいら
せのふんでそ夢をさめれバ此人ハかさらく一千七百余人

一の大鬼面にこかくれ来るとのゝめきハいかにとて平太郎をお
かし中々まし衆の浮力法師と申ハ大宰十七歳の先達な
り我ゝ家ゝ昔りハそこまでほと申登して只唯彼念仏の
ちからよりて忽ち神仏をおそくなり南無の顕法師懐を
垂在けつる中の雑有さまと法師をとりかきの衣をあら
ためたちところに法躰子をなる平太郎ハ神前におひて出
家せさせたまふ当時法実蔵より権現表に来仏しくとから
ひたる法躰虚空にきこえけれハ諸人きもをけし平
太郎後をながし礼拝申されける依本房ハ来仏を法利生
にたまハり信心肝にそミ満佛の神を喜ひ新家形名

より浄土仏を佐竹殿の興よのせ清彦の后もろ〳〵諸人
を勧化さまゐらす数を志とて京都まつきたまへハ其時の
天皇四條院へ参内し上人号を給りまうす其後禁中法
話録もゑ是あり其上本願寺開山の由緒記もま具に見へ
より其けさをおさめて是を畏まて其時より佐竹殿浄
土宗は御たまゐらする帰依かぎりなく候
一 浄仏上人寺家建立大沢村に御寺中村山鎮守領に於
持添其上寺田村の内丈田八丁とて是ハ佐竹殿より寄進
方分寺領ニ遣しけるを今にそれかし寄進ます今も伴て
一 御城新御の時分も追捕り後く名跡相立て於ニ

相ろゝ宗本願寺より召されて寺号ハ浄仏寺本仏ホ
とも見秋田より持添らめ参り又古跡し中末秋田河内寺家
より召され別田領し隠家を頼みためニ候
一 代々証文住職証文致し五代以前大年し時分まで
滅し候但祖霊上人より自筆し阿弥陀寺觴ニ今に至り
顕しさる時分も御分立遣ひ大平の松も精ニかゝり候ま
とも伝し其未寺中御孫大方数部ニか〳〵のあまさ古
故とも御とも一寺名めし候御其の代より〳〵まゝきま来り
とし其住寺し坊より参籠用故つあさまましき有
根なけりしき渡井そ御とて但何時の時分る阿弥陀

免として當寺被仰出候是迄之儀寄合をつけ
候所をうけて存し候付
存し難きこしめし候座以御慈悲を以御赦免被遊
下候様ニ奉願上候以後ハ何事によらず御用の節ハ寺中一同手當致したく
存候御尋及候ハ、御返答可仕候難有奉存候以上

子ノ正月廿八日

茨城郡太部村

真佛寺證白（印）

水戸様

御奉行所

上包ニ城ニ室月石ニ候様トアリ

○三才圖會

真佛寺 西派 在茨城郡太部村

昔有平太郎者嘗聽親鸞勸化悟一向專修安心而為領主之傭夫從詣熊野山終夜在神殿時神發聲呼平太郎為真佛上人其末孫相續為住持自稱平太郎真佛上人京師良如上人曰汝僧形而称俗名不可也称上人亦不可得向後唯以真佛可為寺号耳

此與下野真佛不同

○石山軍鑑

祖師親鸞上人、、、

正嘉元年正月十四日辛三回の法事終りて聖智目年り
はつまる人々并を紀し弟子に師資に定めまさる
名信を省かさる法弟子廿四人なり

第一性信法坊　第二真仏坊　第三順信ゝゝ
第四乗念ゝ　第五信楽ゝゝ　第六成然ゝ
第七西念ゝゝ　第八證性ゝゝ　第九善性ゝ
第十是信ゝ　第十一無為信ゝ　第十二善念ゝ
第十三信願ゝゝ　第十四定信ゝ　第十五道円ゝ
第十六入信ゝゝ　第十七念信ゝ　第十八入信ゝ
第十九明法ゝ　第廿慈善ゝ　第廿一唯仏ゝ
第廿二唯仏ゝ　第廿三唯信ゝゝ　第廿四唯念ゝ

是を関東廿四輩と申し此輩の今常州水戸に安置
寺ゝ之

下野國高田専修寺の真仏上人は真岡の城主にて俗称平
太郎と号す常陸の大掾國香の末孫にして久しく庶民と
なり真岡に住す親く往来して有かる年に若冠に
して親鸞に帰し深く其の法を受て浄土真宗法つの法
やすく其の庶童弟子にあまた真仏と号して真仏と
号し空師を親鸞上人に附属したまひ名を真仏
坊と改む下総国結城郡新居を以て新居庵廿四

堂の内六光信の内なり 古佛ニ寺を基と好聞し所
ハ山科の興正寺今佛光寺也 云ハ京の西山に移す云ハ
称名寺なり 右の如く京の興正寺ハ祖師の開基と
呼也 称名寺ハ古佛の建立と云ふ

以上端亭漫録

天正九年九月廿三日大旦那源義久敬白
大山大工棟梁大畑豊後介
奉遷宮高野村鎮守御宮社頭造営如意成就所
本願別当権少僧都宥祐
奉行 富田兵庫介

裏
右地頭たる故棟札二枚ニ印去也
右棟梁
番匠高久杉山大學介

天正九月〔年〕九月廿三日
大旦那田代藤原綱久 在判

奉造榮高野村鎮守鹿島御宮遷宮社頭繁久如意満足処

遷宮道師大乗院宥祐

奉行江畑弥三右衛門

同役南條刑部少輔

于時正保四丁亥三月廿八日　旦那　三村五郎左衛門

奉遷宮高野村鎮守御宮頭上葺替社頭成就如意所

遷宮道師　民部卿富田氏

常陸國茨城郡大山邑鎮坐粟山上神

社縁起

太一肇分陰陽降升天成地定而神聖初生闢八洲而山川顕出現天元神鎮地靈祇遍満天地互為功用所謂三千一百三十餘座有神社存矣

常陸州茨城郡大山邑鎮座者阿波山上神社者恭惟少彦名命而所謂本州二十八社也仄聞仁皇四十二代文武帝大宝元辛丑

年降臨於此地之大杉樹故俗呼稱降木明
神雖然隣村曰粟野而無神社且當社屬大
山上郷而為兩邑之産神阿波山上神社之
證是也意當上古轉合兩村呼稱粟山上神
社也蓋及延喜朝記神社書阿波山上耶神
名簿之例不以字義以音書者皆然矣按紀
伊志摩伯耆三州有粟島多以粟為淡共祭
少彦名命此神至能野御崎至粟島緣粟莖
至常世郷所過地必蒔粟莠賈離々然莫々

焉故曰粟島然則當村亦此神之所化過而
可稱粟山兩村尊粟敢不汚之且以粟莖不
爲牆屋之葺覆實上古之遺風也惜乎古記
損敗舊傳朽亡而明證多斷継矣唯遺天文
天正之棟札二枚其文曰天文十年龍集辛
丑冬霜月中旬五日大山城主佐竹孫二郎
源義在造立之社主德宿上総介藤原道房
又天文十年歳次壬午夏四月上旬三日源
義勝建立之社主德宿豊後藤原道在云々

爾後佐竹義宣遷羽州秋田之時大山城主亦去矣故宮殿及敗壞則粟野大山兩邑之民俗必葺覆焉予曰確論乃當矣然其地不屬那珂郡獨何哉曰如延喜式静神社在久慈郡而其地在那珂又吉田神宮載那珂郡而其地在茨城郡此例不少也然則當社亦此例也乎予歎曰然矣於茲書其來由耳

本殿

粟山上神社 少彦名命也

末社

八幡宮 仁皇十六代應神帝也在宮中本殿之東

祭禮三月十五日也

冨士浅間社 木花開耶姫命也在八幡宮之向

祭禮六月朔日也

稲荷社 倉稲魂命也在春日社之向

祭禮二月初午

春日社 天児屋根命也在本殿坤大杉之樹下

雷神社 賀茂別雷神也在本殿之巽粟野村去本殿十餘町許

祭禮無定日

本殿年中行事

正月朔日至七日　神前祭禮始

六月十五日　宮薙祭

九月廿九日　大祭礼

神社領

五石畑曰宮内訓美屋宇智田曰童子田童子以音田訓多

享保十四年己酉三月

常州水戸府神道司經

九山可澄仲活父

社家系譜

右近道春 ― 右京之進道永 ― 主税助道政

大炊介道綱 ― 相摸道廣 ― 上總介道房

豊後道在 ― 日向道次 ― 左京之進道長

近江
道友

近江
道重　可敬

當職
德宿近江守
藤原道重　判

中河西八幡
上中河西村書出
祭礼九月廿八日
一鎮守八幡宮　水戸八幡町
田所修理内
末社七王子
末社八王子
祢宜安蔵三河
是ハ往古ゟ南村持ニ而荒井祢宜支配仕祭礼ニ有之候
去ル元禄七戌年御廣請候へ共水戸上町八幡宮御祭
ニ相成候処十四ヶ年已前宝永四亥年水戸表ニ而御吟味之上
ニ相成候ハ先規之通八幡建立ニ仕付祢宜正和ニ
田所修理方ニ而支配ニ相成候

一八幡宮除地一丁六反十六歩　田所豊
元禄七戌年四月山役より上中河西村々迄之ら如寶
永年中再令メ社地ニ寺社
御朱印三百石成了
五拾石修理免　六十石四斗豊
百八十二石　寶幢院　八石権神主

常州　活佛
寂室録上　送珍上人之常州見復庵和尚
巖桂清香飄西颸吹颸々江天鴈聲寒関山耀古月
臨濟徳山堪縮頭釋迦彌勒且結舌描不就兮畫不
成知佗畢竟是何物迷之者徒労石上覓蓮花悟之
者也是眼中著金屑全無巴鼻甚怪奇古往今来難
委悉珍禪々々為道専功我憐蒲柳衰躬汝守松筠
貞節九登三到早留心千山萬水暫相別欲掃一千
七百爛葛藤先去参見常州老活佛
又上　贈僧謁復庵和尚　此僧遊五臺得放光落髪
二石歸亦曽遊高麗云々

上人袖裏有五臺放免落髮大奇哉非唯親見文殊
去参遍南方知識来呉雲楚水草鞋底又向三韓走
一回常州古佛今説法行〻切忌此徘徊

又上復庵和尚

者老漢忒殺不近人情揭却釋迦腦蓋獨瞎達磨眼
睛還將千七百公案打成一箇鐵團欒當頭與人咬
從教下口難扶桑夜半金烏翥笑倒摩霄天目山
空盡空岩室幻視幻住幻神機妙用並馳露布葛藤
等錐端的驗人手親眼辨假使通身鐵打成擬議被
它穿一串象龍遠趁風稲麻不足筭如今五彩施大
虛爲知當下自欺謾白雲長是卧青山流水從教出
寒澗

再來小釋迦三世的傳家魔佛倶空盡眼中争著華
幾度人天推不出法身爛却老煙霞
拈出陳年爛葛藤使人嘗蘗嚼寒氷半輪天目山頭
月萬世扶桑國裏燈 半身

古内清音寺ニ復庵ノ書アリ

高久村悪路王

延暦年中桓武帝ノ頃悪路王ト云者奥州鞬谷窟ヨリ起テ國民ヲ悩シ自ラ悪路王ト号セシヨシ俗説ニ神代鹿島明神奥州ヨリ附狙（ツケ子ライ）王イテ常陸國小勝村ニテ退治ナサレケル由鹿島ノ神御勝ナサレケルヲカチナト云ケルヱヘ今ノ小勝村ノ異名アルヨシ夫ヨリ鹿島ノ御神高久村ニテ御休アリケルヨシ依テ高久村ニ鹿島ノ社有之ヨシ此社地ヲ安塚ト号ス馬場先ニ塚アリ此ヲ安塚ト云此社地杉打圍ミタル森也本社ニ鹿島太神宮ト額アリ 扨悪路王

ノ頭形厨子ニ入テ内陣ニ籠置ク面体スサマジキ首也
又此社ニ丈六尺程ノ夜叉神二体アリ其古サ朽テシヤ
レタルアリ然ルニ鹿島ノ社ニ夜叉神アリ鹿島ニ要石
アリ此社ニモ要石住昔其所ノ田ノ内ヨリ堀出シケルト
テ小社ニ祭籠置也全ク鹿島ノ移シ也ト云傳フルヨ
シ悪路王ノ頭形往古彫刻ノ時夜叉神モ同作ニモ
アランカト云傳フルヨシ　西山大君御糺アツテ頭形ノ
切口ヘ　悪路王頭形年久敗朽今新彩飾安座常州
高久村安塚之社中云　元禄癸酉歳
〔光圀〕
是ハ源光國ノ御判ナリ　雨夜伽一

柳石

有賀ヨリ一里ハカリヲ隔テヽ池辺（イケノベ）ト云処アリコノ
処ニ澤アリ 柳溪ト云コノ処ノ石ヲ砕キ見レハ柳ノ
象アサヤカニ見ユル　栗田維良慰草

府中外城

武井驥龍山紀行曰外城トイヘルハ古シ天カ下瓜ノゴトサケ絲ノゴトミダレシ時國香ノ長臣何某スメル所ナリトゾ櫓ノ礎カラホリノサマ髣髴トシテ見ユ

秀付札コノ國香ノ長臣ト云エルヿ疑ハシ國香ノ居宅ハ水守ニアリシト見エテ其趣将門記ニ見エタリ又同書ニ筑波真壁新治伴類ノ舎宅五百余家五百余家焼拂トアリ府中モ古エハ新治ノ郡ナレハコノ五百余家ノ中ナランハハカリガタケレト城ナドヽ云ホドノヿニハアラザルベシ國香ノ居サエモ其子貞盛ノヿヲ記ノ嚴父國香ノ舎宅トアリ其城ニアラサルヿ知ルヘシ貞盛ノ

後義幹マテ多氣ニアリテ筑波郡南郡北郡ヲ領シタル由ハ東鑑ニ見エタリ義幹罪ヲ得シヨリ其領地馬場次郎資幹ニ玉ハリシコレモ東鑑ニ見エテ其子孫ニ至リテコソ大掾氏府中ニハアリシナリサラバコノ時ノ長臣ト云ハレハ可ナルベシスベテ常陸ノ人ハ大掾ト云傳ヘアルヲバ皆國香一人ノ如ク心得テ其子孫代〻相續シ終ニ大掾ヲ以テ氏トセルコヲ知ラズ故ニ水戸城ヲモ國香ノ築キタルト云ヒ近時刻セル鹿島志ニモ其古城ヲ國香ノ城ト云ヘル類皆コノ訛リニ據ルモノナリ此文モ再考アリタキモノナリ

小林村

小林村ニ館跡アリ小林弥次郎居ル其後江戸氏ノ臣藤枝勘解由居ルト云隣村内原ノ醫郡司氏ノ談ナリ嘗テ或人ヨリ佐竹寺ノ舊書ナリトテ示セシモノニ小幡城主ノ弟小林次郎秋葉三郎トアルニ合ル如クニオモハル丶ナリ　秋葉友衛門話

冨谷小山寺

笠間領冨谷村小山寺ニ正應中ノ鐘アリ笠間ヨリ五里アリ其寺高山ニアリ一里許モ登ルト云フ今ハ荒廢寺主モナシト云

宇都宮若黨冨田政次郎主命ニテ結城邉ニ居ル舊臣西方太郎左衞門千波茂兵衞方ヱ往シヿアリ其途中上リテコレヲ見タリト云フ

国立公文書館
National Archives of Japan

常陸州中郡二荘長福
禪寺鐘事爲一切衆
生脱沉輪昏迷一闇
此鐘聲即頌成佛道
大勸進比丘覺寶
宗形氏時

大檀那　藤原氏女

鑄鐘大工行　正則

正應二年己丑五月十五日

笠間領冨谷村

笠間楞嚴寺

相州建長大拙祖能禪師、、、

常州笠間ノ郡主律寺ヲ革メテ佛頂山楞嚴ト曰

フ請ノ開山祖トス衆三萬餘指ニ及ブ

永和三年寂謚廣圓明鑑

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan